

# 舞鶴市こどもまんなか計画（案）

## 計画策定の趣旨

令和5年4月1日「こども基本法」の施行と同時に、こども家庭庁が創設され、また、令和5年12月には、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

こども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、そのための基本的な方針が示されています。こども基本法では、市町村は、こども大綱を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされました。

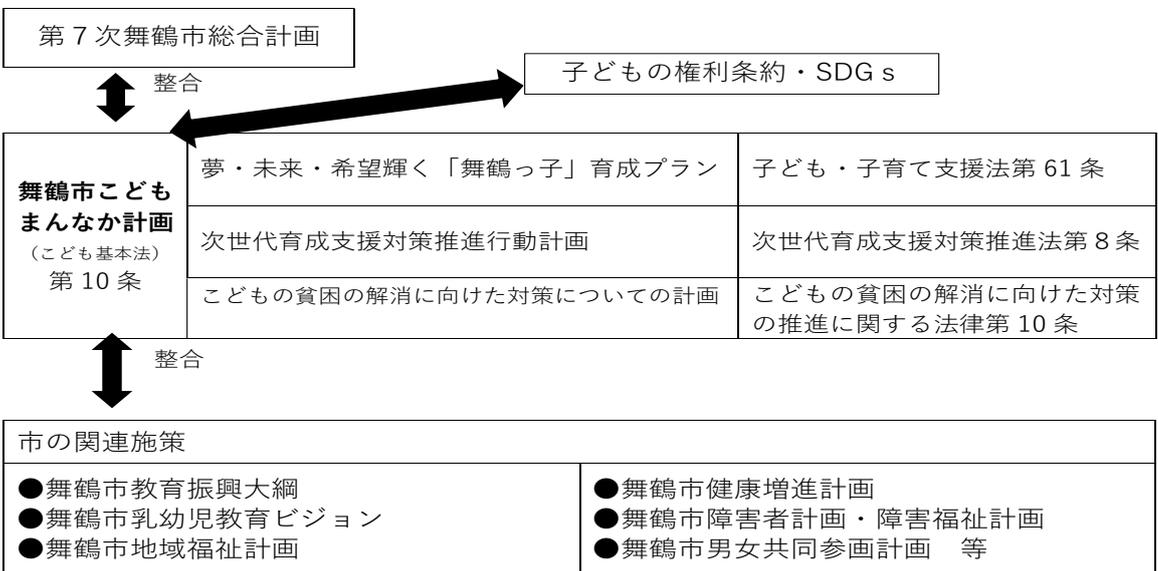
本市では、令和2年3月に策定した「第2期 夢・未来・希望輝く『舞鶴っ子』育成プラン」（計画期間：令和2年度～令和6年度）が最終年度を迎えることから、社会環境の変化や本市のこどもや子育てを取り巻く現状、「第2期計画」の進捗状況、こども大綱の閣議決定を踏まえ、本市においても、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、すべてのこども・若者の健やかな成長を目指し、「舞鶴市こどもまんなか計画」を策定し、子ども・子育て支援事業に関する事業量等を定めるとともに、こども・若者に関する施策を総合的に推進していきます。

## 計画の位置付け

本計画は、「こども基本法」第10条に基づく「市町村こども計画」とし、市町村子ども・子育て支援事業計画（第3期 夢・未来・希望輝く『舞鶴っ子』育成プラン）や次世代育成支援対策推進行動計画等を内包した、本市のこども・子育て・若者支援にかかる総合的な計画として、「舞鶴市こどもまんなか計画」を策定するものです。

なお、本計画は、第7次舞鶴市総合計画を上位計画とし、子どもの権利条約及びSDGsの観点等を踏まえるとともに、舞鶴市教育振興大綱など、本市の他の計画に掲げられ実施されている各種施策等とも密接に関連していることから、関係する部署等とも連携を図りながら事業を推進していきます。

<参考> 各種計画等との関連図



計画期間

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第2期 夢、未来、希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン ・次世代育成支援対策推進行動計画 ・子どもの貧困対策についての計画					舞鶴市こどもまんなか計画 ・第3期 夢、未来、希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン ・次世代育成支援対策推進行動計画 ・こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画				

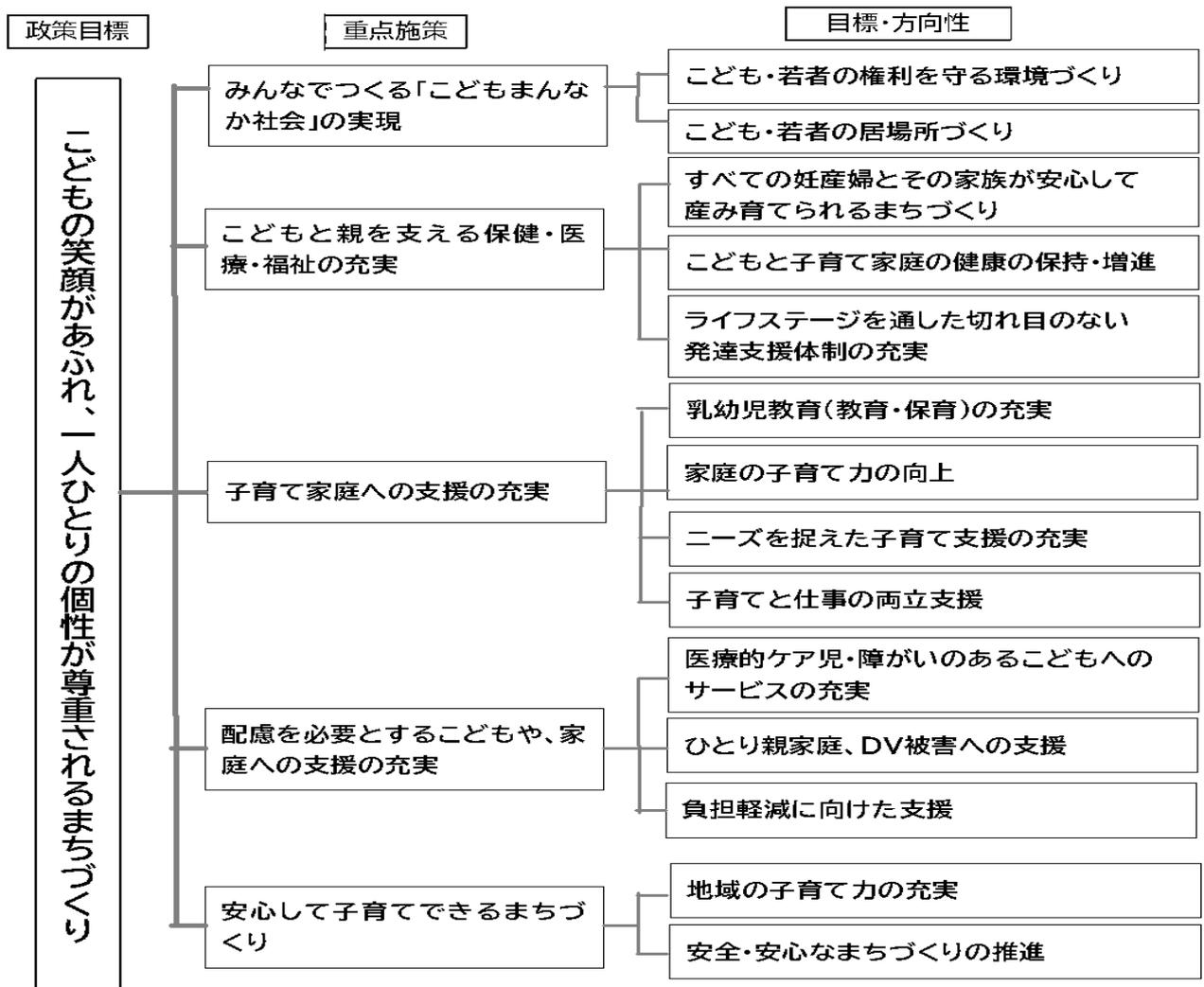
育てたいこども像

自分自身を愛し、他の人を愛し生まれ育った地域を愛する「舞鶴っ子」

政策目標

こどもの笑顔があふれ、一人ひとりの個性が尊重されるまちづくり

施策の展開



## 【施策1】 みんなでつくる「こどもまんなか社会」の実現

令和5年4月に施行された“こども基本法”第3条において、すべてのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明の機会や社会的活動に参加する機会を確保することなどが基本理念として謳われています。

本市では、計画策定過程において「こどもまんなかアンケート」として市内の小・中学校・高等学校・舞鶴支援学校等の児童・生徒・学生にアンケート調査を実施しましたが、これを一つの機会として捉え、こども・若者を支援の対象としてのみ捉えるのではなく、まちづくりのパートナーとしてともに考え、話し合い、実践していく取り組みを推進します。

また、こどもの居場所となる場の開設の検討、こども・若者が集まれる場を提供し、体験や交流プログラムを実践する団体への支援や、こども・若者自らが主体的に取り組む事業について支援を行います。

- (1) こども・若者の権利を守る環境づくり
- (2) こども・若者の居場所づくり

## 【施策2】 こどもと親を支える保健・医療・福祉の充実

こどもや家庭が抱えている困難をできる限り早期に発見・把握し、オーダーメイドの支援につなげていくためには、児童福祉、母子保健の機能にとどまらず、妊産婦・子育て家庭と接点をもち多様な関係機関との日常的な連携関係を構築していくことの必要性が高まっています。

地域全体のニーズ・既存の地域資源を把握するとともに、不足する地域資源については新たな担い手となり得る者を発掘・養成し、地域資源のネットワークを形成していく中で、こどもや家庭が抱えている課題に応じた適切なサービスが届けられるよう、地域一丸となって取り組みます。

- (1) すべての妊産婦とその家族が安心して産み育てられるまちづくり
- (2) こどもと子育て家庭の健康の保持・増進
- (3) ライフステージを通した切れ目のない発達支援体制の充実

## 【施策3】 子育て家庭への支援の充実

核家族化の進行や共働き世帯の増加など、家族形態の変容が進む中、安心してこどもを産み育てることができる環境づくり、こども一人ひとりの豊かな育ちが実感できる環境づくり、こどもの成長を社会全体で支える環境づくりを推進し、「子育てしやすいまち」の実現に向けた取組を推進します。

- (1) 乳幼児教育（教育・保育）の充実
- (2) 家庭の子育て力の向上
- (3) ニーズを捉えた子育て支援の充実
- (4) 子育てと仕事の両立支援

## 【施策4】 配慮を必要とするこどもや、家庭への支援の充実

一人ひとりのこどもの人権が尊重される社会を構築するため、配慮を必要とするこども、子育て家庭への支援の充実に努めるとともに、ひとり親家庭の生活安定や自立を図るための支援、障がいのあるこどもの自立や社会参加を図るための支援体制の充実など、特別な支援を要するこども、子育て家庭への支援の推進に努めます。

- (1) 医療的ケア児・障がいのあるこどもへのサービスの充実
- (2) ひとり親家庭、DV被害への支援
- (3) 負担軽減に向けた支援

## 【施策5】 安心して子育てできるまちづくり

子育て世帯が住みやすく、かつ、こどもたちが育ちやすい環境を整えるため、地域総がかりで支援し、地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努めます。

- (1) 地域の子育て力の充実
- (2) 安全・安心なまちづくりの推進

### 「必要な事業量の見込み」と「提供体制の確保」について

令和7年度からの5年間における、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、国の示す算定の考え方を踏まえつつ、子育て中の保護者を対象に実施した「こども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果をもとに、各事業における「必要な事業量の見込み」を算出するとともに、その需要量に対する提供体制とその実施時期を明示した「確保方策（供給方法）」を記載した計画を作成し、本市の実情に応じた適切な提供体制の充実を目指します。

#### ■確保方策を示した事業等

- (1) 乳幼児期の教育・保育の提供区域の設定
- (2) 教育・保育事業
  - 1) 教育・保育施設の利用状況等
  - 2) 認定区分
  - 3) 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容
- (3) 地域子ども・子育て支援事業
  - 1) 地域子育て支援拠点事業
  - 2) 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）
  - 3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
  - 4) 病児・病後児保育事業
  - 5) 延長保育事業
  - 6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
  - 7) 妊婦健康診査
  - 8) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
  - 9) 利用者支援事業
  - 10) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 など
- (4) 児童福祉法改正による新事業
  - 1) 子育て世帯訪問支援事業
  - 2) 児童育成支援拠点事業
  - 3) 親子関係形成支援事業
- (5) 子ども・子育て支援法改正による新事業
  - 1) 妊婦等包括相談支援事業
  - 2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
  - 3) 産後ケア事業
  - 4) 産前産後ケア事業（子ども・子育て支援法改正に伴う母子保健法の改正による事業）
- (6) 乳幼児期の教育・保育の一体的提供及び質の高い教育・保育の推進に関する事項